

「基本的対処方針」（5月22日新型インフルエンザ対策本部決定）等の概要について

## 「基本的対処方針」（5月22日新型インフルエンザ対策本部決定）等の概要について（主に介護関係部分のみ）

### 1 新型インフルエンザ対策本部の決定について

#### （1）基本的対処方針

##### ア 今回の新型インフルエンザの特徴

- 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復している。
- 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である。

など、季節性インフルエンザと類似する部分が多い一方、

- 基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

##### イ 今後の方針

- 国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐ。
- 基礎疾患を有する者等を守る。
- 地域の実情に応じた柔軟な対応を採る。

##### ウ 当面の措置（介護関係部分のみ）

- 短期入所・通所施設等が臨時休業になった場合の利用者家族等の勤務について、事業者への配慮要請を行う。
- 在宅の高齢者等へ必要に応じ状況を踏まえた支援を行う。

#### （2）「基本的対処方針」等のQ & A

- 短期入所・通所施設等の臨時休業の際は、訪問介護事業者による代替サービスを要請。
- 訪問介護サービスは、感染防止策の徹底の上、通常どおりサービス提供。
- 在宅の高齢者等への支援の内容は、市町村による見回り・配食サービスなどを想定。

#### （3）医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針

「行動計画」では、各段階ごとに対策が定められているが、現時点では行

動計画をそのまま適用するのではなく、弾力的に対策を採ることとし、感染状況によって地域を2つに分けた運用をすることとなった。

ア 感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域

- 短期入所、通所施設等に対しては臨時休業の要請を行うが、一週間ごとに検討を行い、感染状況を踏まえ、症状がある者を休ませるなど感染防止策の徹底を前提とした上で、臨時休業の要請を解除する。
- 解除後に患者が発生した場合は、個別に臨時休業を要請する。
- インフルエンザ様症状が見られた場合には、発熱相談センターに電話で相談し、その後、指示された発熱外来を受診する。

イ 急速な患者数の増加が見られ、重病化の防止に重点を置くべき地域

- 施設内で患者が多く発生した場合、事業者の判断により、臨時休業を行う（季節性インフルエンザと同様の対応となる）。
- 対応可能な一般の医療機関においても、発熱外来の機能を果たすとともに、患者の直接受信を行うことが可能となる。

2 「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」の一部改定について（5月22日付け事務連絡）

「基本的対処方針」等を踏まえて既存の事務連絡を改定したほか、短期入所、通所施設がサービス提供を再開するにあたっての事業者の留意事項を整理した。サービス提供再開の際の留意事項の概要は以下のとおり。

- 利用者や従業員等に対し、電話での聞き取りなどでのインフルエンザ様症状の確認。（症状がある者を休ませる）
- これまで以上の感染防止策の徹底。（時差出勤、うがい、手洗い、マスクなど）
- 基礎疾患（糖尿病、ぜん息など）を有する者の重病化の事例があることから、特にインフルエンザ様症状の有無の確認や感染防止策の徹底。